

○ふじみ衛生組合組織条例

(平成25年6月5日)
(条例第1号)

(事務局・課の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、ふじみ衛生組合に事務局を置き、事務局に次の課を置く。

総務課

施設課

(事務分掌)

第2条 課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 組合の基本施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 議会及び監査委員等に関すること。
- (3) 地元協議会、安全衛生専門委員会及び諸会議に関すること。
- (4) 職員に関すること。
- (5) 文書、法務及び公印に関すること。
- (6) 条例、規則等の制定改廃に関すること。
- (7) 予算、財政及び監査に関すること。
- (8) 財産及び契約に関すること。
- (9) 広報及び広聴に関すること。
- (10) 環境学習及び地域交流等に関すること。
- (11) 事務局内の庶務に関すること。
- (12) 他の課の所管に属さないこと。

施設課

- (1) 廃棄物処理施設の管理及び運営に関すること。
- (2) 廃棄物の搬入・搬出管理に関すること。
- (3) 環境調査及び保全に関すること。
- (4) 廃棄物処理の統計に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。